

毒物劇物販売業登録申請要領

1 提出書類（各1部）

（1）毒物劇物販売業登録申請書

- ア 用紙はA4版で、字は楷書ではっきりと書くこと。
- イ 申請書標題中、該当の種別（一般・農薬用品目・特定）を○で囲むこと。
- ウ 「備考」欄には、薬局開設又は医薬品販売業の許可を既に受けている場合にあつては、その旨並びに許可番号及び許可年月日を、許可申請中の場合にあつては、その旨を記載すること。
- エ 登録有効期間満了日の統一を希望する者は、「備考」欄にその旨を記載すること。
(満6年を超えない年の6月30日又は12月31日)
- オ 毒物劇物を直接取り扱わない店舗にあつては、「備考」欄にその旨を記載すること。
- カ 記載事項を訂正した場合は、訂正箇所に押印すること。
- キ 余白に捨印を押印されたいこと。
- ク 岡山県証紙15,080円を貼付のこと。

（2）設備の概要図

- ア 平面図：店舗、営業所の平面図に貯蔵設備の位置を示すこと。
- イ 立体図：保管庫の材質、寸法（たて、よこ、高さ）、かぎの位置を記載し、「医薬用外毒物」「医薬用外劇物」の表示状況を明記すること。

（3）法人にあつては定款若しくは寄附行為又は登記事項証明書

目的の項に毒物劇物販売業の業務を行う旨の記載があること。

（4）毒物劇物取扱責任者設置届（毒物劇物を直接取り扱う場合）

1) 届書

- ア 「業務の種別」欄には、一般販売業、農薬用品目販売業、特定品目販売業又は業務上取扱者の別を記載すること。
- イ 「登録番号及び登録年月日」欄は、空欄にしておくこと。
- ウ 「毒物劇物取扱責任者の資格」欄には、薬剤師は「1号」、応用化学に関する学課等を卒業した者は「2号」、毒物劇物取扱責任者試験に合格した者は「3号」と記入すること。

2) 資格を証する書類

- ア 薬剤師・・・・・・・・・・・・・・・・・・免許証の写し
- イ 応用化学に関する学課を修了した者・・・卒業証明書の写し又は単位取得証明書
- ウ 毒物劇物取扱責任者試験合格者・・・・・・・・合格通知書の写し

3) 取扱責任者にかかる医師の診断書

診断事項「精神機能の障害の有無又は麻薬、大麻、あへん、若しくは覚せい剤の中毒者でない」

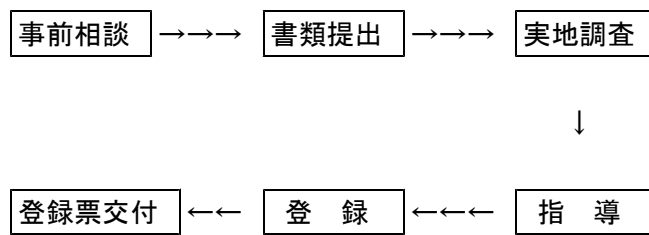
4) 宣誓書

「毒物及び劇物取締法第8条第2項第4号（毒物若しくは劇物又は薬事に関する罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなった日から起算して、3年を経過していない者）に該当していない」ことを宣誓したもの。

5) 雇用関係を証明する書類

雇用証明書、使用関係証明書又は雇用契約書の写し

2 申請から登録に至るまでの流れ



3 その他

実地調査にあたって、立会人は印鑑を持参すること。